

米子市シティプロモーション動画の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、米子市が制作したシティプロモーション動画（以下「動画」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の手続)

第2条 動画を使用しようとする者は、あらかじめ、米子市シティプロモーション動画使用申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該動画の使用が次条の規定に照らして適当であるか否かを審査するものとし、当該審査の結果、その使用の承諾（以下「使用承諾」という。）をしたときは米子市シティプロモーション動画使用承諾書（別記様式第2号）により、使用承諾をしないこととしたときは、その理由を明記した書面により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(使用承諾の基準)

第3条 市長は、動画の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用承諾をしないものとする。

- (1) 米子市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めるとき。

(使用料)

第4条 動画の使用に係る料金は、徴収しない。

(使用に関する条件)

第5条 市長は、使用承諾を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守させ、及び必要に応じて条件を付するものとする。

- (1) 使用承諾を受けた目的及び期間に限り使用すること。
- (2) 動画の複製及び加工をしないこと。
- (3) 動画を他人へ譲渡しないこと。
- (4) 当該ブルーレイディスク又はDVDを使用期間経過後速やかに返却すること。
- (5) 動画をデータ（MP4）で受領した場合は、当該データを使用期間経過後速やかに消去すること。

(使用承諾の取消し等)

第6条 市長は、使用承諾を得た者が偽りその他不正の手段により当該使用承諾を得たとき、又は使用承諾を行った後において第3条各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承諾を取り消し、又は動画の使用を中止させることができる。

(規定外事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、動画の使用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。